

長野県住宅宿泊事業評価委員会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例（平成30年長野県条例第20号）第7条の規定により、長野県住宅宿泊事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会議を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 次のいずれかに該当する場合は、委員長が会議に諮って非公開の決定を行うことができる。

(1) 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

4 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行う。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月29日から施行する。